

参考資料集

令和4年10月



文部科学省

機関要件の設定意義

幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針（平成30年12月28日関係閣僚合意）（抜粋）

Ⅱ 高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針

5. 大学等の要件（機関要件）

○ 大学等での勉学が職業に結びつくことにより格差の固定化を防ぎ、支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになるという、今般の高等教育の無償化の目的を踏まえ、対象を学問追究と実践的教育のバランスが取れている大学等とするため、大学等に一定の要件を求める。

- ① 実務経験のある教員による授業科目が標準単位数（4年制大学の場合、124単位）の1割以上、配置されていること。
 - ※ 例えば、オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行っている、学外でのインターンシップや実習等を授業として位置付けているなど主として実践的教育から構成される授業科目を含む。
 - ※ 学問分野の特性等により満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない理由や、実践的教育の充実に向けた取組を説明・公表することが必要。
- ② 法人の「理事」に産業界等の外部人材を複数任命していること。
- ③ 授業計画（シラバス）の作成、GPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。
- ④ 法令に則り、貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表等の情報や、定員充足状況や進学・就職の状況などの教育活動に係る情報を開示していること。

（経営に課題のある法人の設置する大学等の取扱い）

○ 教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について、高等教育の負担軽減により、実質的に救済がなされることがないよう、文部科学省の「学校法人運営調査における経営指導の充実について」（平成30年7月30日付30文科高第318号高等教育局長通知）における「経営指導強化指標」を踏まえ、次のいずれにもあたる場合は対象としないものとする。

- ・ 法人の貸借対照表の「運用資産－外部負債」が直近の決算でマイナス
 - ・ 法人の事業活動収支計算書の「経常収支差額」が直近3カ年の決算で連続マイナス
 - ・ 直近3カ年において連続して、在籍する学生数が各校の収容定員の8割を割っている場合
- なお、専門学校に適用する際の指標については、大学の指標も参考にしつつ設定する。

【参考：関連条文】

○大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）

（大学等の確認）

第七条（略）

2 文部科学大臣等は、前項の確認（以下単に「確認」という。）を求められた場合において、当該求めに係る大学等が次に掲げる要件（第九条第一項第一号及び第十五条第一項第一号において「確認要件」という。）を満たしていると認めるときは、その確認をするものとする。

- 一 大学等の教育の実施体制に関し、大学等が社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 大学等の経営基盤に関し、大学等がその経営を継続的かつ安定的に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。
- 三 当該大学等の設置者が、第十五条第一項の規定により確認を取り消された大学等の設置者又はこれに準ずる者として政令で定める者で、その取消の日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して三年を経過しないものでないこと。
- 四 当該大学等の設置者が法人である場合において、その役員のうち、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分違反した者又はこれに準ずる者として政令で定める者で、その違反行為をした日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して三年を経過しないものがないこと。

3（略）

（確認の取消し）

第十五条 文部科学大臣等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該確認大学等に係る確認を取り消すことができる。

一 確認大学等が、確認要件を満たさなくなったとき。

二～六（略）

2（略）

（授業料等減免対象者が在学している場合の特例）

第十六条 前条第一項の規定により確認が取り消された場合又は確認大学等の設置者が当該確認大学等に係る確認を辞退した場合において、その取消し又は辞退の際、当該確認大学等に授業料等減免対象者が在学しているときは、その者に係る授業料等減免については、当該確認を取り消された大学等又は確認を辞退した大学等を確認大学等とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、同項第二号若しくは第三号に掲げる事由に該当して同項の規定により確認が取り消された場合又はこれに準ずる場合として政令で定める場合における当該大学等に係る減免費用については、第十条及び第十一条の規定は、適用しない。

【参考：関連条文】

○大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）

（大学等の確認要件）

第二条 法第七条第二項第一号の文部科学省令で定める基準は、次の各号のいずれにも適合するものであることとする。

- 一 大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に規定する大学を除き、短期大学の認定専攻科を含む。）及び高等専門学校（第四学年、第五学年及び認定専攻科に限る。）及び専門学校（専門課程を置く専修学校をいい、専門課程に限る。以下同じ。）（以下「大学等」という。）の学部等（学部、学科又はこれらに準ずるもの（法第三条に規定する大学等における修学の支援の対象者が在学できないことが明らかにされているものを除く。）をいう。第四条第一項において同じ。）ごとに、実務の経験を有する教員が担当する授業科目その他の実践的な教育が行われる授業科目（実践的な教育が行われる旨が第三号イに規定する授業計画書に記載されているものに限る。）の単位数又は授業時数が別表第一に定める基準数以上であること。
- 二 大学等の設置者（国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。次条第一号及び第四条第二項において同じ。））、独立行政法人国立高等専門学校機構、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。次条第一号において同じ。）及び学校法人等（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十七号）第三条に規定する学校法人及び同法第六十四条第四項に規定する法人をいう。次条第二号イ及びロにおいて同じ。）（第四号ロ及び第四条第三項において「大学等の設置及び運営を主たる目的とする法人」という。）に限る。）の役員（監事を除く。）のうち、その任命又は選任の際現に当該大学等の設置者の役員又は職員でない者（第三項において「学外者」という。）が二人以上含まれること。
- 三 大学等において、客観性及び厳格性が確保された学修の成果に係る評価（イにおいて「成績評価」という。）の適正な管理に関する事項として次に掲げる事項を実施すること。
 - イ 毎年度、授業計画書（授業科目、授業の方法及び内容、年間の授業の計画、成績評価の方法及び基準その他の授業の実施に関する事項を記載したものをいう。）を公表すること。
 - ロ 大学等が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位の授与又は履修の認定を行うこと。
 - ハ 学生等の履修科目に係る成績の平均を数値で表す客観的な指標又はこれに準ずるもの（以下「GPA等」という。）及びその算出方法の設定、公表及び適切な運用を行うとともに、別表第二備考第二号に規定する学部等ごとにGPA等の分布状況を把握すること。
 - ニ 卒業又は全課程の修了の認定に関する方針を公表するとともに、当該方針を踏まえ卒業又は全課程の修了の認定を行うこと。
- 四 次に掲げるものを公表すること。
 - イ 大学等の設置者（国及び地方公共団体を除く。）が関係法令の規定に基づき作成すべき財務諸表等（当該関係法令の規定に基づき財務諸表等の作成を要しないときは、貸借対照表及び収支計算書又はこれらに準ずる書類）
 - ロ 大学等の設置者（大学等の設置及び運営を主たる目的とする法人に限る。）の役員（監事を除く。）の氏名が記載された名簿
 - ハ 学校教育法第百九条第一項（同法第百二十三条において準用する場合を含む。）に規定する点検及び評価の結果
 - ニ 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百七十二条の二第一項各号（同令第百七十九条において準用する場合を含む。）に掲げる情報（専門学校にあっては、同令第百八十九条において準用する同令第六十七条の規定による評価の結果及び様式第二号の一から様式第二号の四までの申請書に記載すべき情報）
- 2 前項第一号の実務の経験は、その者の担当する授業科目に関連する実務の経験でなければならない。
- 3 学外者である役員が再任される場合において、その最初の任命又は選任の際現に大学等の設置者の役員又は職員でなかったときの第一項第二号の規定の適用については、その再任の際現に当該大学等の設置者の役員又は職員でない者とみなす。
- 4 第一項第四号に規定する公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。

【参考：関連条文】

○大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）

第三条 法第七条第二項第二号の文部科学省令で定める基準は、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

- 一 大学等の設置者が国（国立大学法人及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）を含む。）又は地方公共団体（公立大学法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいい、公立大学法人を除く。）を含む。）であること。二 次のいずれにも該当するものでないこと。
 - イ 大学等の設置者の直前三年のいずれの事業年度の収支計算書又はこれに準ずる書類においても、学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）第二十条第二項に規定する当該会計年度の経常収支差額（学校法人等以外の大学等の設置者にあつては、これに準ずるもの）が零を下回ること。
 - ロ 大学等の設置者の直前の事業年度の貸借対照表又はこれに準ずる書類において、（1）に掲げる資産の合計額から（2）に掲げる負債の合計額を控除した額（学校法人等以外の大学等の設置者にあつては、これに準ずるもの）が零を下回ること。
 - （1）学校法人会計基準別表第三に規定する特定資産、その他の固定資産のうち有価証券並びに流動資産のうち現金預金及び有価証券（以下この号において「運用資産」という。）並びに当該学校法人等が追加又は細分した小科目であつて運用資産に準ずるもの
 - （2）学校法人会計基準別表第三に規定する固定負債のうち長期借入金、学校債及び長期未払金並びに流動負債のうち短期借入金、1年以内償還予定学校債、手形債務及び未払金（以下この号において「外部負債」という。）並びに当該学校法人等が追加又は細分した小科目であつて外部負債に準ずるもの
- ハ 直近三年度のいずれにおいても、大学等（短期大学の認定専攻科及び高等専門学校の認定専攻科を除く。以下この号において同じ。）の收容定員（昼間又は夜間において授業を行う学部、学科又はこれらに準ずるものが通信教育を併せ行う場合の当該通信教育（以下この号において「併設通信教育」という。）に係る收容定員を除く。以下この号及び附則第三条第三項において同じ。）の充足率（五月一日現在における收容定員の数に対する当該大学等に在学する学生等（併設通信教育に係る学生等を除く。）の数の比率をいう。同項において同じ。）が八割未満であること。

機関要件の確認(更新)申請・審査の概要

令和4年8月31日公表

区分	学校数 (R4.4.1)	確認校数 (R4.4.1)	新規確認校数 (R4年度)	確認取消校数 (R4年度)	確認校数 (R5.4.1)	(参考) 要件確認割合
	A	B	C	D	E=B+C-D	E/A
大学・短期大学	1,085	1,064	1	4	1,061	97.8%
高等専門学校	57	57	—	—	57	100.0%
専門学校	2,637	2,000	44	11	2,033	77.1%

(注1) 学校数 (R4.4.1) には、大学院大学 (25校)、学生募集停止・休校・廃校等 (172校) を含まない。

令和3年8月31日公表

区分	学校数 (R3.4.1)	確認校数 (R3.4.1)	新規確認校数 (R3年度)	確認取消校数 (R3年度)	確認校数 (R4.4.1)	(参考) 要件確認割合
	A	B	C	D	E=B+C-D	E/A
大学・短期大学	1,086	1,065	1	1	1,065	98.1%
高等専門学校	57	57	—	—	57	100.0%
専門学校	2,683	1,965	51	7	2,009	74.9%

(注1) 学校数 (R3.4.1) には、大学院大学 (25校)、募集停止決定済 (75校)、休校状態 (86校) を含まない。
また、廃校・統廃合により確認校でなくなる予定の10校も含まない。

令和2年9月11日公表

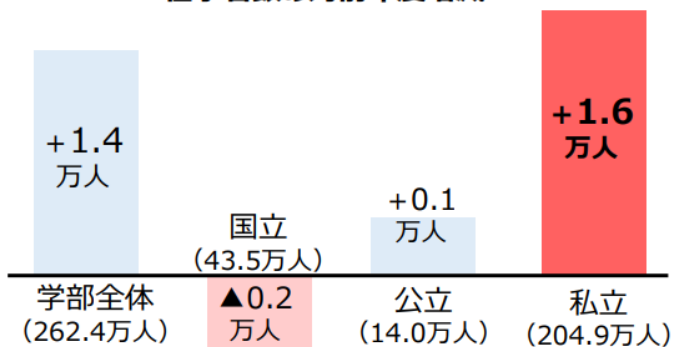
区分	学校数 (R2.4.1)	確認校数 (R2.4.1)	新規確認校数 (R2年度)	確認取消校数 (R2年度)	確認校数 (R3.4.1)	(参考) 要件確認割合
	A	B	C	D	E=B+C-D	E/A
大学・短期大学	1,082	1,051	13	4	1,060	98.0%
高等専門学校	57	57	—	—	57	100.0%
専門学校	2,688	1,689	284	6	1,967	73.2%

(注1) 学校数 (R2.4.1) には、大学院大学 (25校)、募集停止決定済 (82校)、休校状態 (95校) を含まない。
また、廃校・統廃合により確認校でなくなる予定の14校も含まない。

私立大学の学生数の増加、収支差の改善

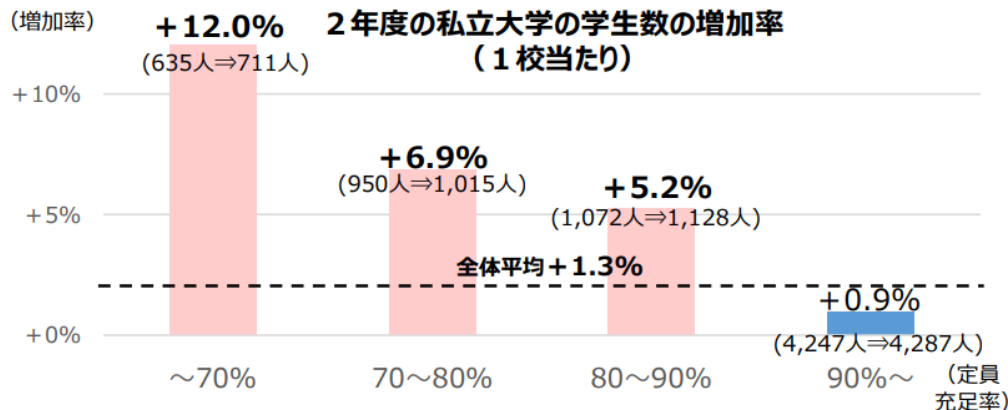
- 令和2年度から高等教育の修学支援制度が開始。
- 令和2年度は主に私学、特に**定員充足率90%未満の私大の学生数の増加が顕著**。
- **収支（基本金組入前当年収支差額）も、令和元年度まで横ばいだったが、大幅な改善がみられる。**

◆ 令和2年度の大学（学部）の在学者数の対前年度増減

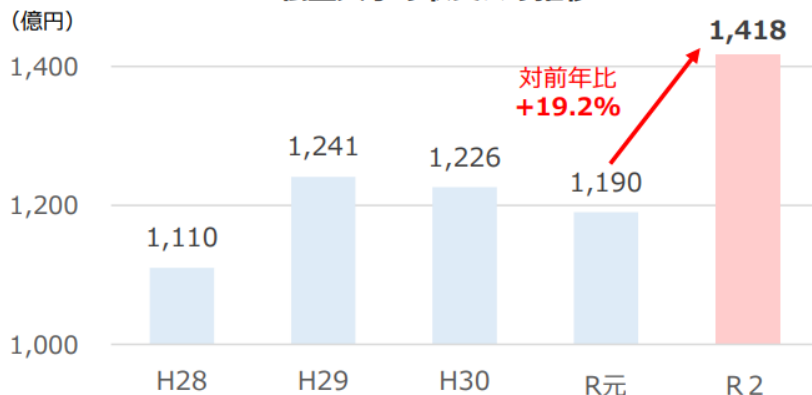


(出典) 文部科学省「令和2年度学校基本調査」(令和2年12月)

◆ 元年度時点の定員充足率別における2年度の私立大学の学生数の増加率（1校当たり）



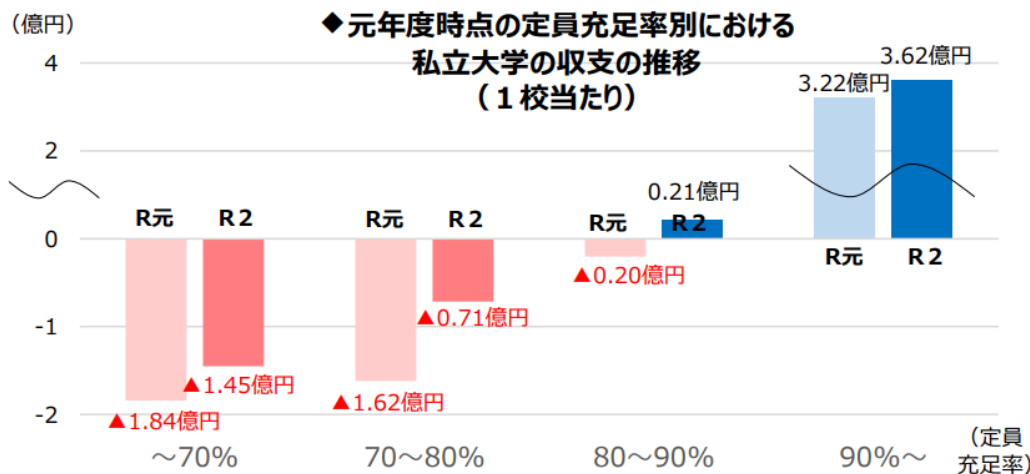
◆ 私立大学の収支※の推移



※ 基本金組入前当年収支差額

(出所) 日本私立学校振興・共済事業団「令和3年度版 今日の私学財政 大学・短期大学編」(令和4年1月刊行)

◆ 元年度時点の定員充足率別における私立大学の収支の推移（1校当たり）

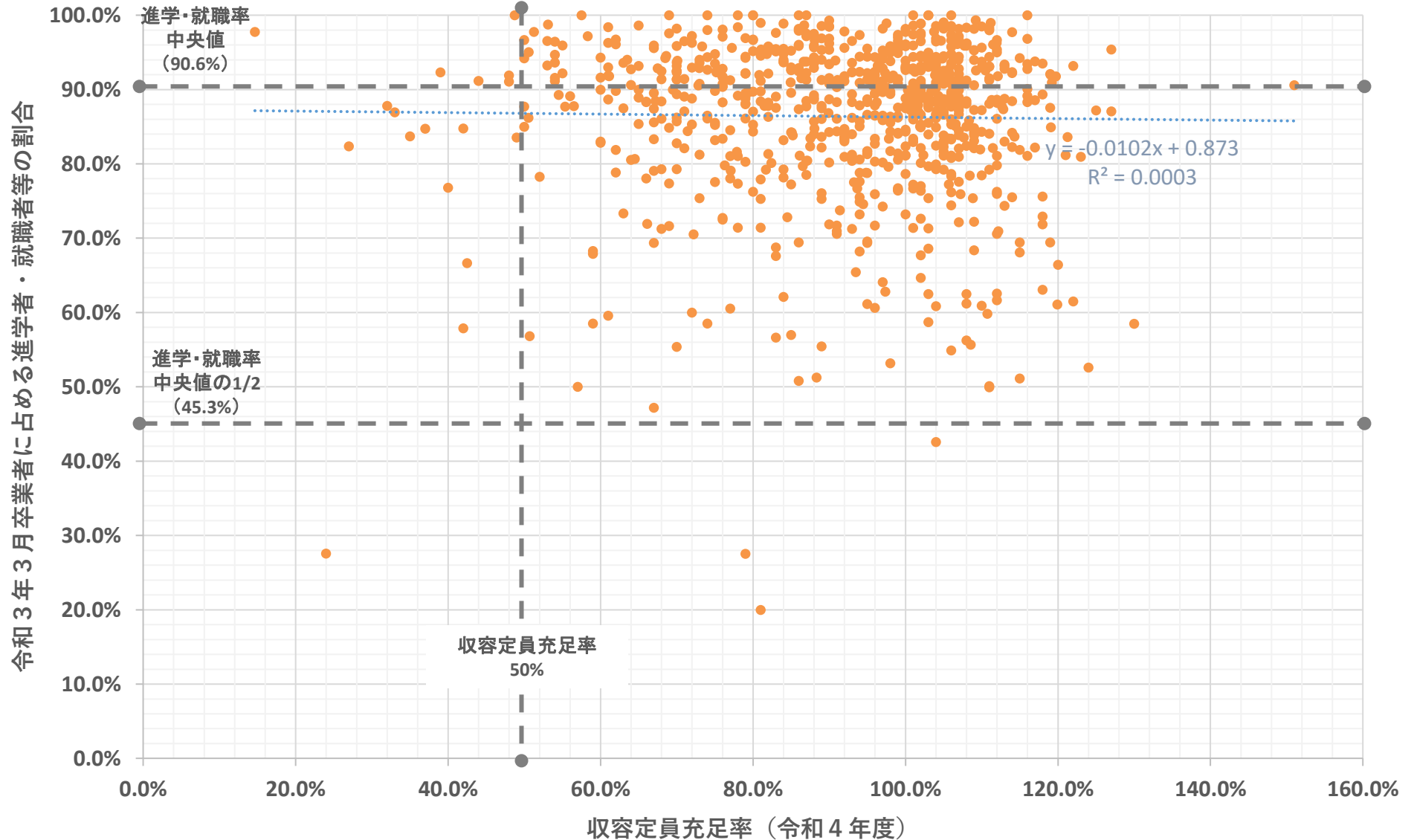


(注) 「学部部門」は、学校法人会計基準の会計単位としての大学で、附属病院、研究所、大学以外の学校等は含まない。

(出所) 文部科学省提出資料を基に財務省作成

卒業者に占める進学・就職等の割合×収容定員充足率(私立大学・短大・高専)

○大学等の収容定員充足率と、卒業生の進学・就職率との間に、相関関係は見られない



学校種別・卒業者に占める進学・就職等の割合

(単位: 学校数)

令和3年3月卒業者に占める進学者・就職者等の割合	全体 計	大学				短大			高専 計
		計	国立	公立	私立	計	公立	私立	
80%以上	935	611	80	84	447	268	11	257	56
70%以上～80%未満	105	86	2	3	81	19	2	17	-
60%以上～70%未満	38	25	-	1	24	13	-	13	-
50%以上～60%未満	24	19	-	-	19	5	-	5	-
50%未満	6	5	-	-	5	1	-	1	-

※本資料は、令和3年度学校基本調査（2次利用）により作成した。

第一次提言工程表(抜粋)(総合知)

施策番号	施策内容	当面の取組		中期的な取組	長期的な取組	
		2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024～26年度 (令和6～8年度)	2027～31年度 (令和9～13年度)	
24	<ul style="list-style-type: none"> こうした総合知を育成するための入試科目の見直し、入学後の文理横断型の教育、複線的・多面的な学び、全学的なデータサイエンス教育等について、「<u>教学マネジメント指針</u>」の見直しや、設置認可審査や修学支援新制度の機関要件の審査での反映、積極的に取り組む大学の好事例の収集・展開、基盤的経費の配分におけるメリハリ付けによるインセンティブの付与に取り組むなど、学生の学びの充実に向けた実効性ある方策を講ずる。 	<input type="checkbox"/> <u>大学入学者選抜について教学マネジメント指針を見直し</u> 、各大学に周知を行う。 【2023年3月まで】	<input type="checkbox"/> 各大学の取組内容について、好事例の収集・公表などのフォローアップを通じて、取組を促進する。			
			<input type="checkbox"/> <u>教学マネジメント指針の見直し内容を踏まえ、大学等設置認可審査を実施する。</u>			
		<input type="checkbox"/> <u>高等教育の修学支援新制度における機関要件の審査への反映について</u> 、検討を行う。 【2022年12月まで】	<input type="radio"/> <u>修学支援新制度の機関要件の審査への反映について</u> 、検討結果を踏まえて必要な制度改正を行う。 【2023年12月まで】	<input type="radio"/> <input type="checkbox"/> <u>修学支援新制度については、制度改正を踏まえて支援を実施するとともに、継続的に効果を検証し、必要に応じた見直しを実施する。</u>		
		<input type="checkbox"/> <u>☆ 各国立大学の主体的な組織改革に対する運営費交付金による支援や、私学助成の配分により、各大学の取組にインセンティブを与える。</u>		<input type="checkbox"/> <u>左記取組の成果を踏まえ、必要な方策を検討・実施する。</u>		
		<input type="checkbox"/> <u>「知識集約型社会を支える人材育成事業」の実施やその成果の周知を通じて、入学後の文理横断型の教育、複線的・多面的な学びに関する好事例の収集・展開を図る。</u> 【2025年3月まで予定】				<input type="checkbox"/> <u>左記取組の成果を踏まえ、必要な方策を検討・実施する。</u>

教育未来創造会議第一次における総合知に係る提言への対応施策の例①

国立大学改革の推進

令和5年度要求・要望額

国立大学法人運営費交付金

1兆1,116億円（前年度予算額 1兆786億円）

国立大学改革・研究基盤強化推進補助金

54億円（前年度予算額 50億円）



自らのミッションに基づき自律的・戦略的な経営を進め、社会変革や地域の課題解決を主導する国立大学を支援

ミッション実現・加速化に向けた支援

我が国の次世代を担う**人材養成**



多様な学生に対する支援の充実

- 大学院生に対する授業料免除の充実
174億円 (+24億円)

※このほか、障害のある学生に対する支援や、新型コロナウイルスへの対応についても支援

数理・データサイエンス・AI教育の推進

12億円 (対前年度同額)

- 数理・データサイエンス・AI教育の全国展開を加速するとともに、教えることのできるエキスパートレベルの人材養成を推進

改革に積極的な大学の**教育研究活動基盤形成**



教育研究組織の改革に対する支援 **77億円 (新規分)**

- デジタル・グリーン、地方創生、SDGs等への貢献を通じた各大学のミッション実現を加速するための組織設置や体制構築を強力に推進

大学の枠を越えた

知の結集による**研究力向上**



共同利用・共同研究拠点の強化

48億円 (+2億円)

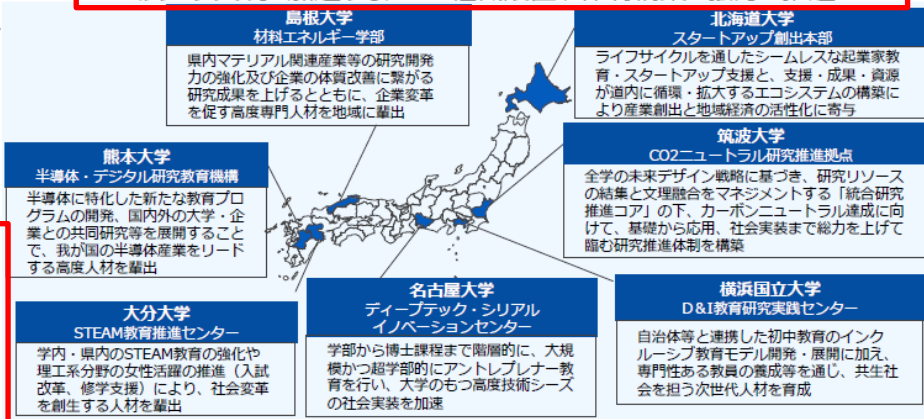
- 文部科学大臣の認定した共同利用・共同研究拠点としての基盤的な活動等を支援

世界の学術フロンティアを先導する大規模プロジェクトの推進

232億円 (+23億円)

- 人類未踏の研究課題に挑み、世界の学術研究を先導するとともに、最先端の学術研究基盤の整備を推進

※このほか、先端研究推進費補助金等
275億円 (+148億円)



教育研究基盤設備の整備等 **372億円 (+303億円)**

- ポスト・コロナや、国土強靱化、グリーン社会の実現、デジタル化の加速に資する設備など、教育研究等に係る基盤的な設備等の整備を支援

改革インセンティブの向上

成果を中心とする実績状況に基づく配分

- 各大学の行動変容や経営改善に向けた努力を促すとともに、国立大学への公費投入・配分の適切さを示すため、教育研究活動の実績・成果等を客観的に評価しその結果に基づく配分を実施

配分対象経費	配分率
1,000億円	75%~125% ※指定国立大学は70%~130%

<参考：令和4年度の状況>

国立大学の経営改革構想を支援

国立大学経営改革促進事業 **54億円 (+4億円)**

※国立大学改革・研究基盤強化推進補助金

- ミッションを踏まえた強み・特色ある教育研究活動を通じて、先導的な経営改革に取り組む“地域や特定分野の中核となる大学”や“トップレベルの教育研究を目指す大学”を支援

私立大学等改革総合支援事業

令和5年度要求・要望額
(前年度予算額)

115億円
112億円



事業概要

「Society5.0」の実現に向けた未来を支える人材を育む特色ある教育研究の推進や高度研究を実現する体制・環境の構築、地域社会への貢献、社会課題を解決する研究開発・社会実装の推進など、自らの特色・強みや役割の明確化・伸長に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援する。

基本スキーム (イメージ)

※ 1校当たりの特別補助交付額：タイプ1, 3, 4は1,000万円程度、タイプ2は2,500万円程度を想定
(各選定校数等により変動。このほか、一般補助における増額措置。)

タイプ 1

「『Society5.0』の実現等に向けた特色ある教育の展開」

135校程度 (105校程度)

- 「Society5.0」時代に求められる力を養う、総合知を育む文理横断的な教育プログラムの実施、リベラルアーツ教育の推進等、未来を支える人材育成のための教育機能の強化を促進
- 入学者選抜の充実強化、高等学校教育との連携強化等、高大接続改革への取組を支援

タイプ 2

「特色ある高度な研究の展開」

45校程度 (45校程度)

- 研究基盤・支援体制の整備や国内外との頭脳循環の促進、他大学や研究機関等との連携による研究の推進など、特色ある研究の高度化・強化に向けた大学等の機能強化を促進

タイプ 3

「地域社会の発展への貢献」

165校程度 (20~40グループ含む) (165校程度)

- 地域と連携した教育課程の編成や社会人の受入れ、地域の課題解決に向けた研究の推進など、地域の経済・社会、産業、文化等の発展に寄与する取組を支援
- 大学間、自治体・産業界等との連携を進めるためのプラットフォーム形成を通じた、地域と大学等双方の発展に向けた取組を支援

タイプ 4

「社会実装の推進」

80校程度 (80校程度)

- 産業連携本部の強化や企業との共同研究・受託研究、知的財産・技術の実用化・事業化、産業界と連携した社会実装の推進に向けた取組を支援

私立大学等における数理・データサイエンス・AI教育の充実

令和5年度要求・要望額 8億円
(前年度予算額 7億円)



背景・取組

- ✓ AI戦略や成長戦略の実現に向け、学部学生の約8割を占める私立大学において、リテラシーレベルを土台とした数理・データサイエンス・AI教育を全学的に進めていく必要。
- ✓ このため、中長期的なビジョンのもと、モデルカリキュラムの策定や教材開発、全国への普及展開を進める体制構築を行う私立大学等に対し、支援を行う。

〔AI戦略2022 令和4年4月22日〕

文理を問わず、全ての大学・高専生（約50万人卒/年）が、課程にて初級レベルの数理・データサイエンス・AIを習得。

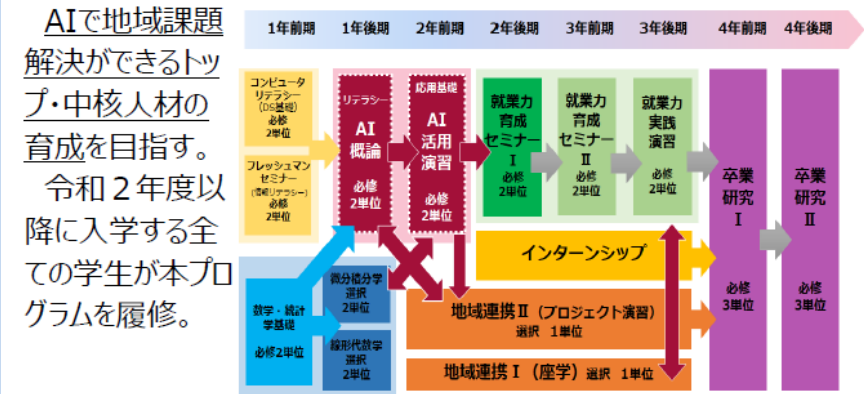
〔成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日）〕

デジタル人材の育成のため、数理・データサイエンス・AIのモデルカリキュラムを踏まえた教材等を全国の大学及び高等専門学校に展開し、リテラシーレベルに加え、文理を問わず自らの専門分野へ応用する基礎力の習得を進めるとともに、教えらるるトップ人材層育成に向けた国際競争力のある分野横断型の博士課程教育プログラムの創設、人文社会系大学院教育におけるダブルメジャーを促進する。

取組事例

久留米工業大学「地域課題解決型AI教育プログラム」

数理・統計やAI概論など数理・データサイエンス・AIの基礎的素養、実践的なプログラミング技能の修得等の応用基礎、インターンシップや地域・業界との連携によるAIを活用した社会実装プロジェクト等の応用まで、一連の学習内容を1年次から4年次にかけて配置。



支援内容

- 私立大学等に特徴的な分野における**モデルカリキュラムの策定や教材等の開発、社会における具体的実課題や実データを活用した実践的教育**、それらに必要な教育体制の整備など、**先進的な取組を実施**する大学等
 - タイプA① (先進取組) : 9校×15,000千円
 - タイプA② (全学的実践) : 45校× 7,500千円
- **ワークショップやFD活動に参画し、数理・データサイエンス・AI教育の本格導入に向けた実践的取組**を積極的に進める大学等
 - タイプA③ (導入) : 95校×2,500千円
- 地域や専門分野等による**教育連携ネットワークを形成し、教育可能な教員を増やすためのワークショップやFD活動等を主体的に実施するなど、他の私立大学等への積極的な普及・展開を図る**大学等
 - タイプB (普及・展開) : 30校×2,500千円

教育未来創造会議第一次における総合知に係る提言への対応施策の例④

知識集約型社会を支える人材育成事業

令和5年度要求・要望額 3億円
（前年度予算額 4億円）



背景・課題

- ◆ 学術研究や産業社会においては、分野を超えた専門知の組合せが必要とされる時代であり、一般教育・共通教育においても従来の学部・研究科等の組織の枠を超えた幅広い分野からなる文理横断的なカリキュラムが必要。
- ◆ 産業界においても、新しい事業開発や国際化の進展の中で、高度な専門知識を持ちつつ普遍的な見方のできる能力を備えた人材育成が求められている。

教育改革に向け対応が必要な事項（例）

- ◆ 教育にフォーカスした産業界や地方自治体等の社会ニーズを具体的に把握・分析し、教育改革の具体化に向けたビジョン・戦略の策定。
- ◆ 教育・研究上の社会的要請に迅速かつ柔軟に対応するため、学部・研究科等の組織間の壁が高く所属組織の権益を守ろうとする傾向や学内合意形成が困難な状況の打破。
- ◆ 研究業績重視の人事給与マネジメント制度の改革。
- ◆ 研究活動や専門教育を重視する傾向からの脱却（専門分野に求められる知識量の増加、一般教育・共通教育の軽視等）。
- ◆ 全学的な教育実施責任体制を有効に機能させ、教育や学修の質の向上に向けた不断の改善・改革の進捗管理等のコントロール機能を強化。
- ◆ 学生は、学修の幅を広げることの必要性を実感。

など

各大学が、時代の変化に応じ多様な教育プログラムを持続的に提供していくためには、**全学横断的な改善・改革の循環を生み出す基盤・システムを学内に形成することが不可欠。** これらへの対応と一体的に**教育改革を実現。**

事業概要

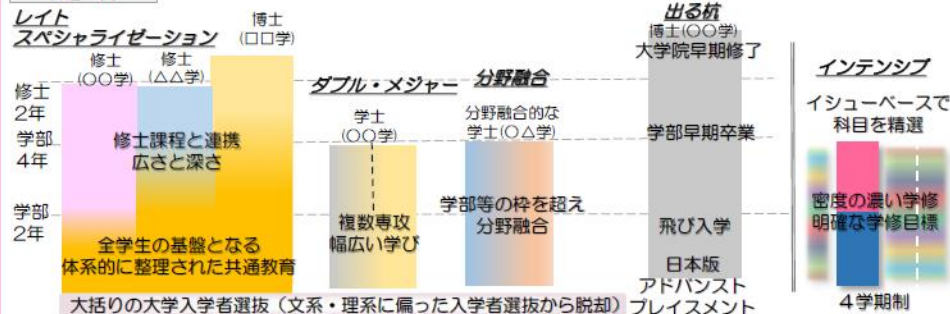
【目的】

Society5.0時代等に向け、狭い範囲の専門分野の学修にとどまるのではなく、今後の社会や学術の新たな変化や展開に対して柔軟に対応しうる能力を有する**幅広い教養と深い専門性**を持った人材育成を実現するため、**全学的な教学マネジメントの確立**を図りつつ、新たな教育プログラムを構築・実施するとともに、**質と密度の高い主体的な学修**を実現。

【メニュー】

- ①**文理横断・学修の幅を広げる教育プログラム**【令和2年度～令和6年度】 5件×30,780千円
（レイトスペシャライゼーションプログラム、ダブル・メジャープログラム、分野融合の学位プログラム等）
➢ 複数のディシプリンを理解・修得できる教育プログラム（十分な量と質、順次性を有しているカリキュラム（必修科目や卒業要件として設定等））、理解・修得した複数のディシプリンを、融合・統合する学びのプロセス（講義から卒業論文・研究等まで）
- ②**出る杭を引き出す教育プログラム**【令和2年度～令和6年度】 1件×22,000千円
➢ 非凡な才能をもった学生に、魅力ある先端研究を見据えた「個別最適化した学び」を実現
- ③**インテンシブ教育プログラム**【令和3年度～令和6年度】 3件×29,350千円
➢ 授業科目を大胆に絞り込み、一定期間、精選された授業科目を週複数日実施し、密度の濃い学修を実現

～取組の例～



【事業スキーム】

- ◆ 対象：国公立大学・大学院
- ◆ 取組みの内在化：事業の継続性・発展性確保のため、事業の進捗に合わせ補助額を递减（補助期間最終年度の前年に当初予算額の2/3、最終年度に当初予算額の1/3）

【事業イメージ】

大学と社会が相互理解・共通認識のもと新たなタイプの大学教育を実現
「教育改革」と「マネジメント改革」の一体的展開



各大学における自主的な改革を、教学マネジメントの専門家も含むプログラム委員会が後押し（審査・評価・助言）

※改革に向けた進捗の確認等

事業成果

- ◆ Society5.0時代等を支える幅広い教養と深い専門性を持った人材の育成。
 - ◆ 社会のニーズに合った教育プログラムの実施を通じ、学長をはじめとする執行部の強いリーダーシップに基づく必要な体制整備、資源確保、構成員の意識向上。
 - ◆ 全学的な教学マネジメント確立。
- ➡ **新たな教育プログラムの成果を組織全体に浸透、社会を巻き込んだ不断の教育改革を推進。**

少子化社会対策大綱のポイント

- ◆ 新たな「少子化社会対策大綱」を、2020年5月29日に閣議決定。
- ◆ 基本的な目標として「希望出生率1.8」の実現を掲げ、目標実現のための具体的な道筋を示す狙い。

背景

- 2019年の出生数（概数）は86万5,234人と過去最少（「86万ショック」）
- 少子化の進行は、人口の減少と高齢化を通じて社会経済に多大な影響を及ぼす、国民共通の困難
- 少子化の背景にある、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む隘路の打破に強力に取り組む必要

主な施策

- 「希望出生率1.8」の実現に向けて、ライフステージに応じた総合的な少子化対策を大胆に進める

【結婚しない理由】 男女とも「適当な相手にめぐり合わない」が最多
【理想の子供数を持たない理由(理想1人)】 欲しいけれどもできないから (74.0%) 高齢で生むのはいやだから (39.0%)
【夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生割合】 家事・育児時間なし：10.0% 6時間以上：87.1%
【理想の子供数を持たない理由(理想3人)】 子育てや教育にお金がかかりすぎるから (69.8%)

結婚支援

地方公共団体が行う総合的な結婚支援の一層の取組を支援

結婚に伴う新生活のスタートアップに係る経済的負担を軽減

妊娠・出産への支援

＜不妊治療＞
不妊治療の費用助成を行うとともに、適応症と効果が明らかな治療には広く医療保険の適用を検討し、支援を拡充

＜切れ目のない支援＞
産後ケア事業の充実等

仕事と子育ての両立

＜男性の家事・育児参画促進＞
男性の育休取得30%目標に向けた総合的な取組の推進

＜育児休業給付＞
上記取組の推進状況を踏まえ、中長期的な観点から、その充実を含め、効果的な制度の在り方を総合的に検討

＜待機児童解消＞
保育の受け皿確保

地域・社会による子育て支援

保護者の就業の有無等にかかわらず多様なニーズに応じて、全ての子育て家庭が、それぞれが必要とする支援にアクセスでき、安全かつ安心して子供を育てられる環境を整備

経済的支援

＜児童手当＞
財源確保の具体的な方策と併せて、子供の数や所得水準に応じた効果的な給付の在り方を検討

＜高等教育の修学支援＞
多子世帯に更に配慮した制度の充実を検討

＜幼児教育・保育の無償化＞
昨年10月からの無償化を着実に実施

- 更に強力に少子化対策を押し進めるために必要な安定財源の確保について、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進める

新型コロナウイルス

- 新型コロナウイルスの流行は、安心して子供を生まれて育てられる環境整備の重要性を改めて浮き彫りにした
- 非常時の対応にも留意しながら、事態の収束後に見込まれる社会経済や国民生活の変容も見通しつつ、総合的な少子化対策を進める

多子世帯支援の現行制度（例）

制度	内容	備考
児童手当	3歳以上小学校終了前までは、第1子・第2子は10,000円、第3子以降は15,000円	所得制限あり
0～2歳までの保育料	保育所等を利用する子供が3人以上いる場合、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償	年収360万円未満の世帯は第1子の年齢は問わない
高校生等奨学給付金	第2子以降（15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合）は、第1子よりも高い単価で給付	生活保護世帯、非課税世帯が対象
公的賃貸住宅家賃対策補助	同居者に18歳未満の子どもが3人以上いる世帯は、対象となる所得要件、住宅の要件を緩和	令和8年度までの時限措置

この他、地方自治体によっては、第3子は出産祝金を増額しているケースや、多子世帯向けの子育て支援パスポートがある自治体も存在する。



背景説明

- 家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

目的・目標

- 高等学校等就学支援金の支給や、都道府県が行う事業に対して国が補助することにより、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

高等学校等就学支援金等

414,154百万円 (416,907百万円)

◆ 高校生等の授業料に充てるため、年収910万円未満の世帯の生徒等を対象に、高等学校等就学支援金を支給（設置者が代理受領）

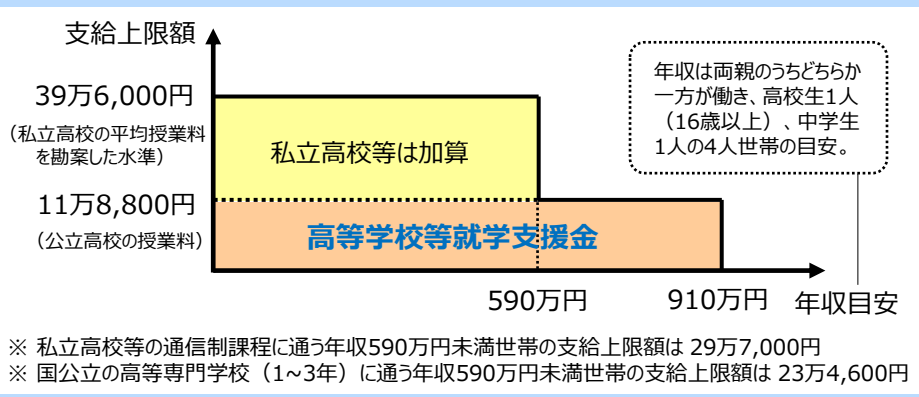
◆ 令和4年度予算

早生まれの高校生等に係る判定基準を改善

※ 扶養控除の適用時期の関係で、早生まれ（1～3月生まれ）の生徒等の判定が不利になる場合があるため

<対象学校種>

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）
 専修学校（高等・一般課程）、各種学校（国家資格者養成課程、告示指定を受けた外国人学校）
 海上技術学校



高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等奨学給付金を除く）

※都道府県事業に対する補助 771百万円 (695百万円)

- ◆ 高校等で学び直す者に対する修学支援（補助率10/10）
- ◆ 家計急変した世帯への修学支援（補助率1/2）
- ◆ 高校等専攻科の生徒への修学支援（補助率1/2）

高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

15,111百万円 (15,890百万円)

◆ 生活保護・非課税世帯（家計急変世帯を含む）の授業料以外の教育費負担を軽減するため、都道府県が行う奨学給付金事業に対して、国がその一部を補助（補助率1/3）

◆ 令和4年度予算

- ・非課税世帯 全日制等（第1子）の給付額の増額
- ・ICT端末の持ち帰り等への対応に伴う通信費相当額の増額

<対象学校種>

高等学校等就学支援金の対象学校種（特別支援学校を除く）及び高校専攻科

【令和4年度予算 給付額】

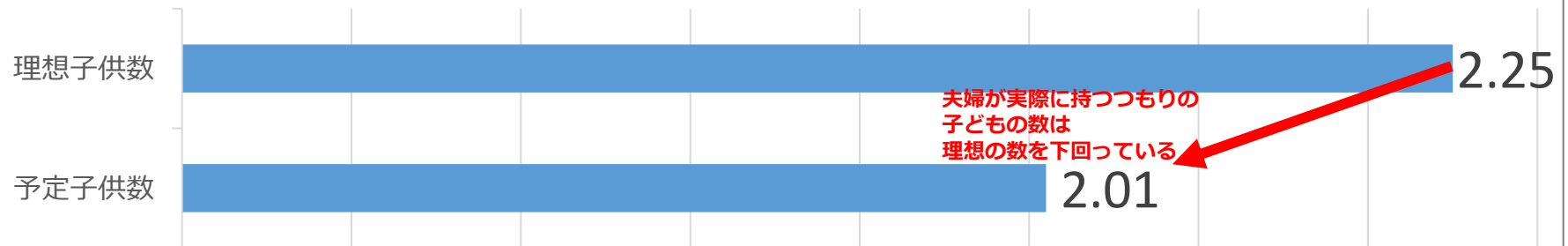
世帯区分	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯 全日制等・通信制	32,300円	52,600円
非課税世帯 全日制等（第1子）	110,100円 ↓ (+4,000円) 114,100円	129,600円 ↓ (+5,000円) 134,600円
非課税世帯 全日制等（第2子以降※）	141,700円 ↓ (+2,000円) 143,700円	150,000円 ↓ (+2,000円) 152,000円
非課税世帯 通信制・専攻科	48,500円 ↓ (+2,000円) 50,500円	50,100円 ↓ (+2,000円) 52,100円

※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合

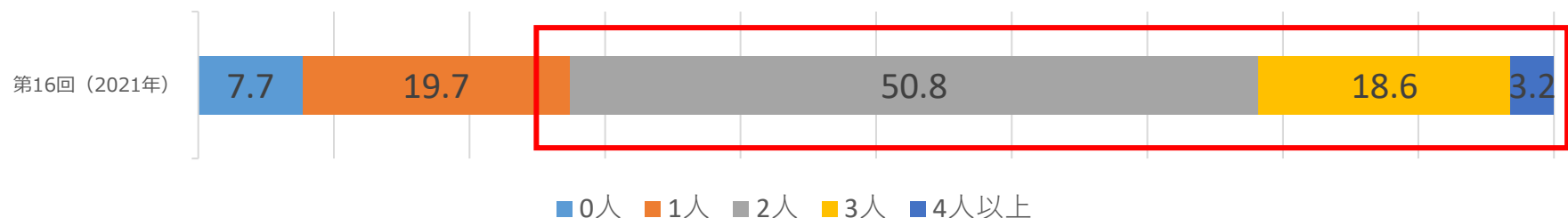
夫婦の「理想の子供の数」と「予定の子供の数」の乖離

- 夫婦にたずねた理想的な子どもの数（理想子供数）の平均値は2.25人。これに対して夫婦が実際に持つつもりの子どもの数（予定子供数）の平均値は2.01人
- 半数を超える夫婦が2人の子どもを生んでいる。

夫婦の理想子供数と予定子供数の平均



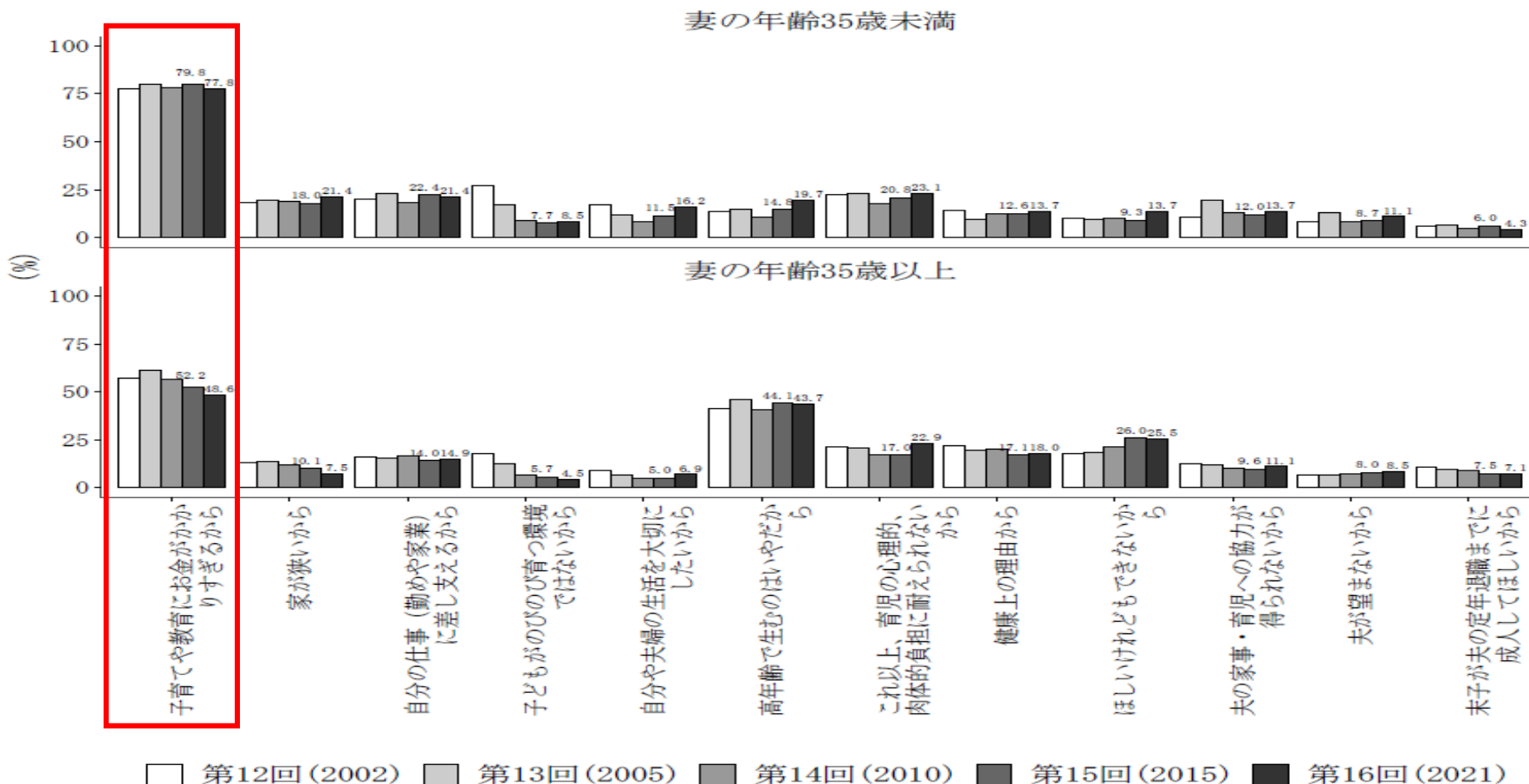
夫婦の出生子ども数の分布



子育てや教育にかかる費用が少子化の要因の一つ

- 理想の子供数を持たない理由（複数回答）について、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」との回答が最も割合が高く、35歳未満の方がその傾向が強い。

妻の年齢別にみた、理想の子ども数を持たない理由（予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦）

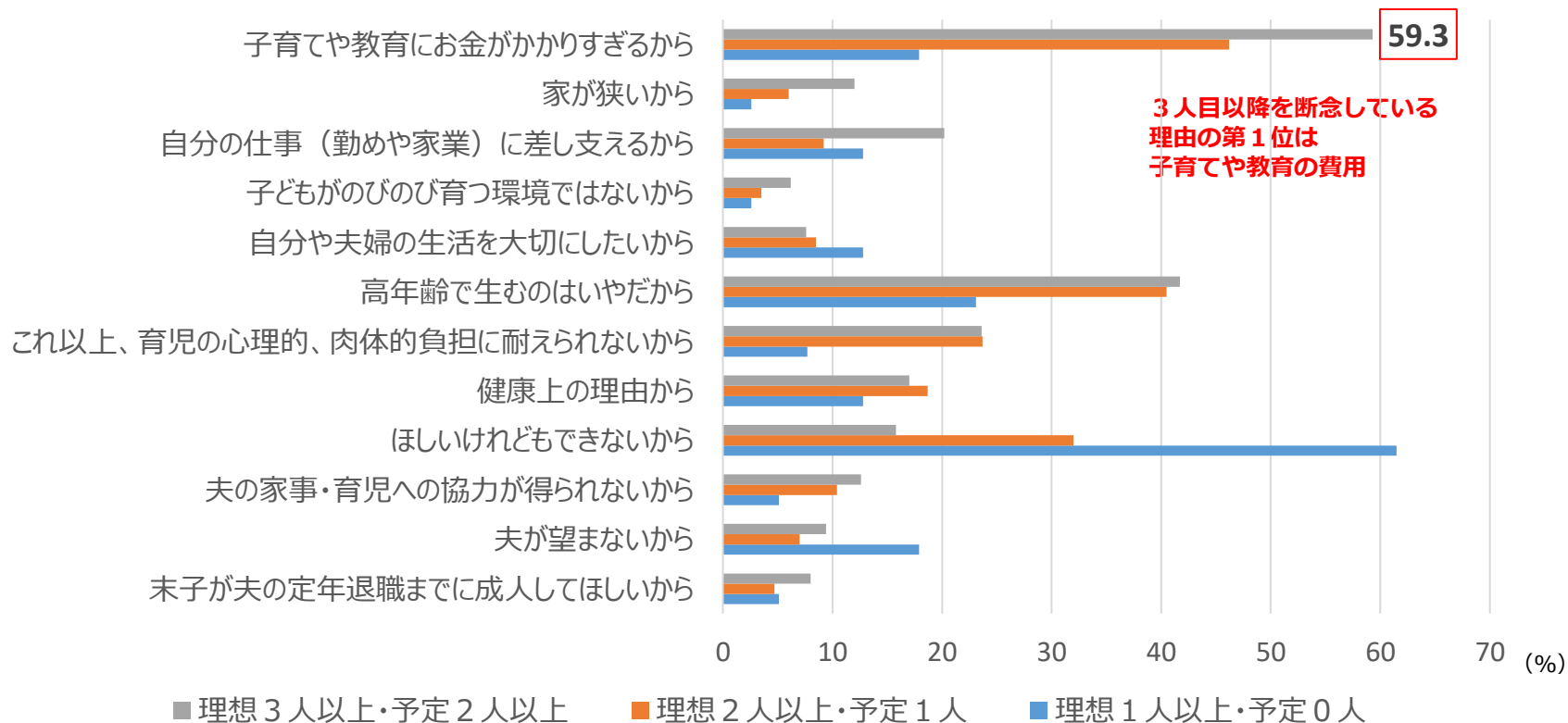


(注) 妻が50歳未満である初婚どうしの夫婦のうち、予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦（約3割）を対象に行った質問（妻が回答者）。

3人目以降を断念する大きな要因は子育てや教育にかかる費用

- 理想の子供数を持たない理由について、理想の子供の数が3人以上であるが実際に持つつもりの子供がそれを下回る（少なくとも2人は予定）という夫婦は、約6割がその理由として子育てや教育にかかる費用を挙げている。

理想の子ども数を持たない理由（予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦）



我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について

教育未来創造会議 第一次提言

人材育成を 取り巻く課題

- ・高等教育の発展と少子化の進行（18歳人口は2022年からの10年間で9%減少）
- ・デジタル人材の不足（2030年には先端IT人材が54.5万人不足）
- ・グリーン人材の不足
（2050カーボンニュートラル表明自治体のうち、約9割が外部人材の知見を必要とする）
- ・高等学校段階の理系離れ（高校において理系を選択する生徒は約2割）
- ・諸外国に比べて低い理工系の入学率
（学部段階：OECD平均27%、日本17%、うち女性：OECD平均15%、日本7%）
- ・諸外国に比べ少ない修士・博士号の取得者
（100万人当たり修士号取得者：英4,216人、独2,610人、米2,550人、日588人
博士号取得者：英375人、独336人、韓296人、日120人）
- ・世帯収入が少ないほど低い大学進学希望者
- ・諸外国に比べて低調な人材投資・自己啓発
（社外学習・自己啓発を行っていない個人の割合は、諸外国が2割を下回るのに対し、我が国は半数近く）
- ・進まないリカレント教育

基本理念

- ・日本の社会と個人の未来は教育にある。教育の在り方を創造することは、教育による未来の個人の幸せ、社会の未来の豊かさの創造につながる。
- ・人への投資を通じた「成長と分配の好循環」を教育・人材育成においても実現し、「新しい資本主義」の実現に資する。

在りたい 社会像

- ◎ 一人一人の多様な幸せと社会全体の豊かさの実現（ウェルビーイングを実現）
- ◎ ジェンダーギャップや貧困など社会的分断の改善
- ◎ 社会課題への対応、SDGsへの貢献（国民全体のデジタルリテラシーの向上や地球規模の課題への対応）
- ◎ 生産性の向上と産業経済の活性化
- ◎ 全世代学習社会の構築



目指したい 人材育成

- ◎ **未来を支える人材像**
好きなことを追究して高い専門性や技術力を身に付け、**自分自身で課題を設定**して、考えを深く掘り下げ、**多様な人とコミュニケーション**をとりながら、**新たな価値やビジョンを創造**し、社会課題の解決を図っていく人材
- <高等教育で培う資質・能力>
リテラシー/論理的思考力・規範的判断力/課題発見・解決能力/未来社会を構想・設計する力/高度専門職に必要な知識・能力
- ◎ **今後特に重視する人材育成の視点** ⇒ **産学官が目指すべき人材育成の大きな絵姿の提示**
 - ・ 予測不可能な時代に必要な**文理の壁を超えた普遍的知識・能力を備えた人材育成**
 - ・ デジタル、人工知能、グリーン（脱炭素化など）、農業、観光など科学技術や地域振興の成長分野をけん引する**高度専門人材の育成**
 - ・ 現在女子学生の割合が特に少ない**理工系等を専攻する女性の増加**（現在の理工系学生割合：女性7%、男性28%）
 - ・ 高い付加価値を生み出す**修士・博士人材の増加**
 - ・ 全ての子供が**努力する意思があれば学ぶことができる環境整備**
 - ・ **一生涯、何度でも学び続ける意識**、学びのモチベーションの涵養
 - ・ 年齢、性別、地域等にかかわらず**誰もが学び活躍できる環境整備**
 - ・ 幼児期・義務教育段階から**企業内までを通じた人材育成・教育への投資の強化**

現在35%にとどまっている自然科学（理系）分野の学問を専攻する学生の割合についてOECD諸国で最も高い水準である5割程度を目指すなど具体的な目標を設定

→ 今後5~10年程度の期間に集中的に意欲ある大学の主体性を生かした取組を推進

1. 未来を支える人材を育む大学等の機能強化



(1) 進学者のニーズ等も踏まえた成長分野への大学等再編促進・産学官連携強化

① デジタル・グリーン等の成長分野への再編・統合・拡充を促進する仕組み構築

- ・大学設置に係る規制の大胆な緩和（専任教員数や校地・校舎の面積基準、標準設置経費等）
- ・再編に向けた初期投資（設備等整備、教育プログラム開発等）や開設年度からの継続的な支援（複数年度にわたり予見可能性を持って再編に取り組めるよう継続的な支援の方策等を検討）
- ・教育の質や学生確保の見通しが十分でない大学等の定員増に関する設置認可審査の厳格化
- ・私学助成に関する全体の構造的な見直し（定員未充足大学の減額率の引き上げ、不交付の厳格化等）
- ・計画的な規模縮小・撤退等も含む経営指導の徹底
- ・修学支援新制度の機関要件の厳格化（定員充足率8割以上の大学とする等） 等

② 高専、専門学校、大学校、専門高校の機能強化

- ・産業界や地域のニーズも踏まえた高専や専攻科の機能強化（デジタルなどの成長分野における定員増等）
- ・専門学校や高専への改編等も視野に入れた専門高校の充実 等

③ 大学の教育プログラム策定等における企業・地方公共団体の参画促進

④ 企業における人材投資に係る開示の充実

⑤ 地方公共団体と高等教育機関の連携強化促進

⑥ 地域における大学の充実や高等教育進学機会の拡充

⑦ 地域のニーズに合う人材育成のための産学官の連携強化（半導体、蓄電池）



(2) 学部・大学院を通じた文理横断教育の推進と卒業後の人材受け入れ強化

① STEAM教育の強化・文理横断による総合知創出

- ・文理横断の観点からの入試出題科目見直し
- ・ダブルメジャー、レイトスペシャライゼーションを推進するためのインセンティブ付与（教学マネジメント指針の見直し、設置認可審査や修学支援新制度の機関要件の審査での反映、基盤的経費配分におけるメリハリ付け等） 等

② 「出口での質保証」の強化

- ・設置基準の見直しなど、ST比（教員一人当たりの学生数）の改善による教育体制の充実 等

③ 大学院教育の強化

- ・トップレベルの研究型大学における学部から大学院への学内資源（定員等）の重点化 等

④ 博士課程学生向けジョブ型研究インターンシップの検証等

⑤ 大学等の技術シーズを活かした産学での博士課程学生の育成

⑥ 企業や官公庁における博士人材の採用・任用強化



(3) 理工系や農学系の分野をはじめとした女性の活躍推進

① 女性活躍プログラムの強化

- ・女子学生の確保等に積極的に取り組む大学への基盤的経費による支援強化
- ・大学ガバナンスコードの見直し、女性の在籍・登用状況等の情報開示の促進 等

② 官民共同修学支援プログラムの創設

③ 女子高校生の理系選択者の増加に向けた取組の推進



(4) グローバル人材の育成・活躍推進

① コロナ禍で停滞した国際的な学生交流の再構築

② 産学官を挙げてのグローバル人材育成

- ・民間企業の寄附を通じて意欲ある学生の留学促進を行う「トビタテ！留学JAPAN」の発展的推進 等

③ 高度外国人材の育成・活躍推進

④ 高度外国人材の子供への教育の推進

- ・インターナショナルスクールの誘致等推進 等



(5) デジタル技術を駆使したハイブリッド型教育への転換

① 知識と知恵を得るハイブリッド型教育への転換促進

- ・オンライン教育の規制緩和と特例の創設 等

② オンラインを活用した大学間連携の促進

③ 大学のDX促進

- ・デジタル技術やマイナンバーカードの活用促進 等



(6) 大学法人のガバナンス強化

① 社会のニーズを踏まえた大学法人運営の規律強化

- ・理事と評議員の兼職禁止、外部理事数の増、会計監査人による会計監査の制度化 等

② 世界と伍する研究大学の形成に向けた専門人材の経営参画の推進

- ・「国際卓越研究大学」における自律と責任あるガバナンス体制確立 等

③ 大学の運営基盤の強化



(7) 知識と知恵を得る初等中等教育の充実

① 文理横断教育の推進

- ・高校段階の早期の文・理の学習コース分けからの転換 等

② 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な取組の推進

③ 課題発見・解決能力等を育む学習の充実

④ 女子高校生の理系選択者の増加に向けた取組の推進【再掲】

⑤ 子供の貧困対策の推進

⑥ 学校・家庭・地域の連携・協働による教育の推進

⑦ 分権型教育の推進

⑧ 在外教育施設の教育環境整備の推進

2. 新たな時代に対応する学びの支援の充実



(1) 学部段階の給付型奨学金と授業料減免の中間層への拡大

- ・修学支援新制度の機関要件の厳格化を図りつつ、現在対象外の中間所得層について、多子世帯や理工系・農学系の学部で学ぶ学生等への支援に関し必要な改善の実施



(2) ライフイベントに応じた柔軟な返還（出世払い）の仕組みの創設

- ・現行の貸与型奨学金について、無利子・有利子に関わらず、現在返還中の者も含めて利用できるよう、ライフイベント等も踏まえ、返還者の判断で柔軟に返還できる仕組みを創設
- ・在学中は授業料を徴収せず、卒業（修了）後の所得に応じた返還・納付を可能とする新たな制度を、大学院段階において導入
- これらにより大学・大学院・高専等で学ぶ者がいずれも卒業後の所得に応じて柔軟に返還できる出世払いの仕組みを創設



(3) 官民共同修学支援プログラムの創設【再掲】



(4) 博士課程学生に対する支援の充実

- ・トップ層の若手研究者の個人支援や所属大学を通じた機関支援等の充実



(5) 地方公共団体や企業による奨学金の返還支援

- ・若者が抱える奨学金の返還を地方公共団体が支援する取組の推進
- ・企業による代理返還制度の活用を推進するための仕組みの検討（日本学生支援機構以外の奨学金や、海外の奨学金も含む）



(6) 入学料等の入学前の負担軽減

- ・入学料の納付が困難な学生等について、納入時期を入学後に猶予する等の弾力的な取扱いの徹底



(7) 早期からの幅広い情報提供

- ・奨学金に関する初等中等教育段階からの情報提供の促進

3. 学び直し（リカレント教育）を促進するための環境整備



(1) 学び直し成果の適切な評価

① 学修歴や必要とされる能力・学びの可視化等

- ・個人の学修歴・職歴等に係るデジタル基盤整備
- ・マイナポータルと連携したジョブ・カードの電子化 等

② 企業における学び直しの評価

- ・企業内での計画的な人材育成、スキル・学習成果重視の評価体系の導入
- ・通年・中途採用等の推進、社内起業・出向起業の支援等の取組の実践の促進
- ・従業員が大学講座等で学び直し、好成績を修めた場合における報酬や昇進等で処遇する企業への新たな支援策の創設 等

③ 学び直し成果を活用したキャリアアップの促進

- ・キャリアコンサルティング・コーチングの実施、キャリアアップに向けた学び直しプランの策定とプログラムの実施、その後の伴走支援を一気通貫で行う仕組みの創設 等



(2) 学ぶ意欲がある人への支援の充実や環境整備

① 費用、時間等の問題を解決するための支援

- ・教育訓練給付制度の対象外である者（自営業者等）に対する支援の実施
- ・人材開発支援助成金制度におけるIT技術の知識・技能を習得させる訓練を高率助成に位置付けることなどによるデジタル人材育成の推進 等

② 高卒程度認定資格取得のための学び直しの支援

③ 高齢世代の学び直しの促進



(3) 女性の学び直しの支援

① 女性の学び直しを促進するための環境整備

- ・地方公共団体におけるデジタルスキルの取得とスキルを生かした就労を支援するための地域の実情に応じた取組に対する地域女性活躍推進交付金による支援 等

② 女性の学び直しのためのプログラムの充実

- ・地域の大学・高専等における女性向けを含むデジタルリテラシー向上や管理職へのキャリアアップ等のために実施する実践的なプログラム等への支援 等



(4) 企業・教育機関・地方公共団体等の連携による体制整備

① リカレント教育について産学官で対話、連携を促進するための場の設置

- ・都道府県単位で産学官関係者が協議する場の整備
- ・地域の人材ニーズに対応した教育訓練コースの設定、教育訓練の効果検証等の推進
- ・地域の産学官が連携して人材マッチング・育成等を総合的に行う「地域の人事部」の構築

② 企業におけるリカレント教育による人材育成の強化

- ・企業と大学等の共同講座設置支援
- ・企業におけるリカレント教育推進に向けたガイドラインの策定 等

③ 大学等におけるリカレント教育の強化

- ・大学における継続的なリカレント教育の実施強化を行うためのガイドラインの策定
- ・リカレント教育推進に向けた組織の整備等、産業界を巻き込んだ仕組みづくりの支援 等

④ 地域におけるデジタル・グリーン分野等の人材育成

- ・DX等成長分野のリテラシーレベルの能力取得・リスキリングを実施するプログラムへの支援
- ・脱炭素化に向けた高等教育機関が地域と課題解決に取り組む中での人材育成の支援
- ・農業大学校等におけるスマート農林水産業のカリキュラム充実、デジタル人材育成
- ・IT、マーケティング、地域振興の知見・スキルを有する観光人材の育成推進 等

経済財政運営と改革の基本方針2022 第2章①

II.新しい資本主義に向けた改革

1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野

(1) 人への投資と分配

◆ スキルアップ（人的資本投資）

- ・2024年度までの3年間で4000億円規模の施策パッケージ
- ・今年中に非財務情報の開示ルールの策定、四半期開示の見直し
- ・リカレント教育、円滑な労働移動促進、同一労働同一賃金の徹底

◆ 多様な働き方の推進

- ・ジョブ型の雇用形態、裁量労働制、副業・兼業、選択的週休3日制度
- ・良質なテレワーク促進、フリーランスが安心して働ける環境の整備

◆ 質の高い教育

- ・給付型奨学金等を多子世帯等の中間層へ拡大、柔軟な返還・納付（出世払い）
- ・大学等の機能強化（成長分野への再編促進、自然科学（理系）分野の学生割合の目標設定（5割程度など）、文理の枠を超えた人材育成）

◆ 賃上げ、最低賃金の引上げ

- ・賃上げ機運の一層の拡大（事業再構築・生産性向上等支援、適切な価格転嫁の環境整備）
- ・できる限り早期に最低賃金が全国加重平均1000円以上になることを目指す

◆ 「資産所得倍増プラン」

- ・NISAの抜本的拡充、iDeCo制度の改革等の政策を総動員し、本年末に総合的な「資産所得倍増プラン」を策定

(2) 科学技術・イノベーションへの投資

- ・量子、AI、バイオカゾー・医療分野へ官民連携による投資の抜本拡充
- ・宇宙・海洋分野の取組の強化
- ・世界と伍する研究大学の実現に向けたガバナンス体制の確立、規制改革地域中核大学等における産学官連携など戦略的経営の抜本強化
- ・若い人材に対する支援の強力な推進（研究に専念できる支援策の深化、「トビタテ！留学JAPAN」の発展的推進を含む国際頭脳循環の活性化）

(3) スタートアップ（新規創業）への投資

- ・実行のための司令塔機能を明確化、5年10倍増を視野にスタートアップ育成5か年計画を本年末に策定
- ・資金調達の環境整備（IPOプロセス見直し、ベンチャーキャピタル投資拡大）
- ・起業を支える人材の育成や確保、経営人材等のマッチングの支援
- ・研究開発・販路開拓の支援、オープンイノベーションの活性化

(4) グリーン転換（GX）への投資

- ・官民連携の下、グリーンエネルギー戦略中間整理に基づき、脱炭素に向けたロードマップを年内に取りまとめる
- ・150兆円超の官民投資を実現ため、「成長志向型カーボンプライシング構想」を具体化する中で、政府資金を将来の財源の裏付けをもった「GX経済移行債（仮称）」で先行調達し、予見可能な形で投資支援に回していくことと一体で検討
- ・「規制・支援一体型の投資促進策」の具体化、GXリーグの段階的発展・活用、トランジション・ファイナンスなどの新たな金融手法の活用
- ・地域脱炭素の加速化（人材育成、脱炭素経営向上、資金供給等）

(5) デジタル転換（DX）への投資

- ・今後3年間で「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づく法令等の見直しを行い、デジタル原則への適合を目指す
- ・自動運転車や空飛ぶクルマ、物流・人流分野のDX・標準化、MaaS、テクノロジーマップ、ベンダーロックイン解消検討、サイバーセキュリティ戦略
- ・行政のデジタル化推進、マイナンバーカードの普及
- ・医療・介護等にかかるデータ・プラットフォームの整備
- ・「自治体DX推進計画」の改定、地方自治体のデジタル化推進

第6期科学技術・イノベーション基本計画を踏まえ、総合科学技術・イノベーション会議有識者議員懇談会での検討を経て、本年3月に中間とりまとめ。

いま、なぜ、「総合知」が必要なのか

世界の研究や技術開発の目的の軸足が、「持続可能性と強靱性」、「国民の安全と安心の確保」に加えて、「一人ひとりが多様な幸せ (well-being) を実現できる社会」に移りつつある。

我が国の科学技術やイノベーションが、世界と伍していくためには、「あらゆる分野の知見を総合的に活用して社会の諸課題への的確な対応を図る」ことが不可欠。



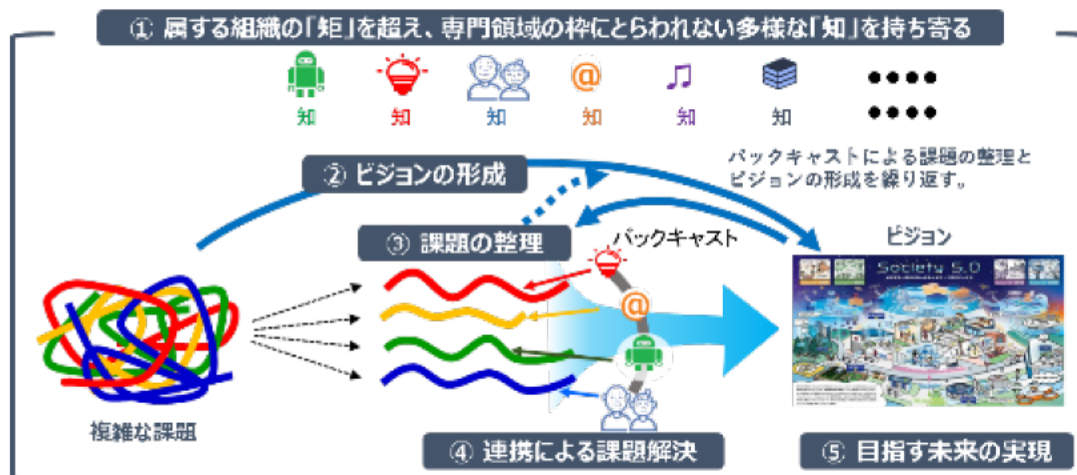
「総合知」の基本的考え方

総合知

多様な「知」が集い、新たな価値を創出する「知の活力」を生むこと

- 多様な「知」が集うとは、属する組織の「^{のり}矩」を超え、専門領域の枠にとらわれない多様な「知」が集うこと。
 - 新たな価値を創出するとは、安全・安心の確保とWell-beingの最大化に向けた未来像を描くだけでなく、科学技術・イノベーション成果の社会実装に向けた具体的な手段も見出し、社会の変革をもたらすこと。
- これらによって「知の活力」を生むことこそが「総合知」であり、「総合知」を推進することが、科学技術・イノベーションの力を高める

総合知の活用イメージ



「総合知の活用」は、それ自体が目的ではなく、新たな価値の創造や課題解決により社会変革するための手段

- 新たな価値を創出
～科学技術・イノベーション
成果の社会実装を推進～
- 持続可能性や一人ひとりの多様な幸せ (well-being) に真正面から向き合う

科学技術・イノベーションを、我が国の「勝ち筋」の源泉に

* 獲得した新たな「知」は次の場を活用する。

大学分科会における今後の審議について

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」に示された方向性 …具体的な改革方策や今後の検討課題として整理された事項は、相当程度の進捗を見ている

予測不可能な時代を生きる人材像

- 普遍的な知識・理解と汎用的技能を文理横断的に身に付けていく
- 時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材

学修者本位の教育への転換

- 「何を学び、身に付けることができたのか」+個々の学修成果の可視化(個々の教員の教育手法や研究を中心にシステムを構築する教育からの脱却)
- 学修者が生涯学び続けられるための多様で柔軟な仕組みと流動性

多様性と柔軟性の確保…多様な価値観が集まるキャンパス…

多様な学生

- 社会人や留学生の積極的に受入れ
- 履修証明プログラムに係る単位授与・修業年限の通算・学修証明書の交付等(R元)

多様な教員

- 実務家、若手、女性、外国籍などの様々な人材の登用
- 実務家教員の大学教育への参画促進(R元)、基幹教員の導入・実務家教員の定義の明確化(予定)

多様で柔軟な教育プログラム

- 文理横断・学修の幅を広げる教育、時代の変化に応じた迅速かつ柔軟なプログラム編成
- 学部等連係課程(R元)

柔軟なガバナンス等

- 各大学のマネジメント機能や経営力を強化し、大学等の連携・統合の円滑化
- 一法人複数大学(R元)、経営指導の充実・強化(R元)、大学等連携推進法人(R3)など

教育の質保証と情報公表

教学マネジメントの確立 → 教学マネジメント指針(R2)

学修成果の可視化と情報公表の促進
→ 全国学生調査施行実施(R元、R3)

質保証システムの見直し → 質保証システム部会審議まとめを踏まえた設置基準改正等(R4予定)

- 18歳人口が減少する中であっても大学の新増設が続いている現状について、質保証等に対する懸念も指摘されていることも踏まえれば、今後、教育研究や経営等に課題を抱えている大学への対応を含めて、18歳人口の急速な減少を見据えた高等教育の在り方についても検討が必要(R4、審議まとめ)

高等教育機関の規模や地域配置

- 地域における学修者のアクセスの機会を確保するためには地域の高等教育機関が一定の規模を確保していくことが必要

- 2040年の大学進学者数は約51万人(約80%の規模)に減少との推計
- 多様な年齢層、多国籍の学生の受入により、必ずしも推計通りの定員削減が必要となるとは限らない

- 各地域の産学官が将来像や具体的な連携・交流等の方策について議論 → 「地域連携プラットフォーム」ガイドライン(R2)

大学教育・経営等をめぐる現状、課題

- 教学マネジメント指針等を踏まえた教育改善の努力を行っている大学と改善の努力が不十分な大学とに二極化しているとの指摘
- 中教審のみならず、各種政府会議や経済界等からも、初等中等教育から高等教育に至る文理分断からの脱却、文理横断・文理融合教育やSTEAM教育等の推進を提言
- 学部における社会人学生(25歳以上)の数・割合ともに減少傾向であるなど、依然として18歳中心主義。学部入学する留学生数も伸びていない(更にコロナ禍で大幅な減少)
- 令和3年度の私立大学の入学定員充足率は初めて100%を下回り、定員未充足の大学も増加。近年の新設大学・学部の状況を見ても定員未充足が多く、学生確保の見通しが不十分なケースや、設置計画履行状況等調査において専任教員の確保など教育の質に関わる指摘を受けるケースも少なくない

- 文理分断からの脱却・理数系の学びに関するジェンダーギャップ解消を提言(大学入学定員の在り方の見直し、ダブルメジャーやバランスの取れた文理選択科目の確保等) <<R4.4.1, CSTI 教育・人材育成WG最終まとめ>>
- 学部・大学院を通じた文理横断教育の推進、「出口での質保証」の取組等を提言 <<R4.5.10 教育未来創造会議第一次提言>> など

- 社会人や留学生の受入れ拡大は、多様な価値観が集まるキャンパスを実現する上でも重要であるが、多様な学生の受入れ拡大のための諸施策を講じてもなお、今後、大学進学者数が相当程度減少することは避けがたいと考えられる
- 特に地方の大学は、大学進学者の数減少の影響をより強く受けることが想定されるが、今後、経営難に陥る大学が増大することになれば、教育の質保証や学生保護等の観点からも問題が生じることが懸念される

第11期中に審議を進める主な課題・論点

- (1) 総合知の創出・活用を目指した文理横断・文理融合教育、ダブルメジャー、メジャー・マイナー等による学修の幅を広げる教育の推進、初等中等教育における学びの変化や文理分断の改善に対応した大学の在り方
- (2) 各大学において、密度の濃い主体的な学修を可能とする学修者本位の教育の実現、ティップマ・ホリソンに定める卒業生の資質・能力を保証する「出口の質保証」が徹底され、社会との「信頼と支援の好循環」を形成する仕組みづくり
- (3) 大学の「強み」と「特色」を生かした連携・統合、再編等による地域における学修者のアクセス機会の確保や学生保護の仕組みの整備、国公私の役割等を踏まえた高等教育の規模の在り方

教育未来創造会議 「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）」 工程表（令和4年9月2日）【概要】

1. 未来を支える人材を育む大学等の機能強化 —自然科学分野を専攻する学生の割合を5割程度へ—

	2022年度（令和4年度）				2023年度（令和5年度）		2024~26年度（令和6~8年度）	2027~31年度（令和9~13年度）
	4月	7月	10月	1月	4月	10月	4月	
進学者のニーズ等も踏まえた成長分野への大学等再編促進	大学設置に係る規制の大胆な緩和 教員や校地・校舎等の規定も含めた大学設置基準等の改正 標準設置経費の見直しについて、告示等の改正				新たな基準に基づく大学等の設置認可審査の実施 （2024年度開設申請より順次適用）			
	再編に向けた初期投資や開設年度からの継続的な支援 成長分野への再編等（複数大学の連携・統合を含む）を行う際の初期投資、開設年度からの継続的な運営への支援に関して、基金を含めた継続的な支援策の在り方や、実施体制の整備に必要な制度改正等に向けた検討				検討内容を踏まえた支援の順次実施			
	少子化を見据えた大学全体としての規模を抑制する仕組みの整備 大学等設置認可審査のうち、学生確保の見直しに関する審査の厳格化について、大学設置・学校法人審議会において検討				審査の観点等の周知	新たな方法による大学等設置認可審査の実施 （2024年度開設申請より順次適用）		
	私学助成に関する全体の構造的見直し 学部等に応じた配分・単価の見直しや、定員未充足大学に対する私学助成の減額率の引き上げ、不交付の厳格化について、見直し策の具体化				具体的な見直し策について、2023年度より順次、配分基準等の改正の実施、それによる配分の実施			新たな配分基準等に基づく配分の実施
	計画的な規模縮小・撤退等も含む経営指導の徹底、修学支援新制度の機関要件の厳格化 経営改善に向けた指導の強化と著しく経営困難な学校法人への撤退を含む早期の経営判断を促す指導の徹底 修学支援新制度における機関要件の厳格化の検討				検討結果を踏まえた必要な制度改正		制度改正を踏まえた支援の実施と継続的な効果検証・必要に応じた見直し	
	高専や専攻科の機能強化、高専への改編等も視野に入れた専門高校の充実 高専において、産業界や社会のニーズ等を踏まえた教育カリキュラムの検討 専門高校から高専への改編等にかかる課題や改善策について検討				産業界とも連携した、デジタル、半導体等の実践的な教育の実施		地方自治体等からのニーズを踏まえ、改編に向けた環境整備の実施	



学部・大学院を通じた文理横断教育の推進

はじめとした女性活躍推進
理工系や農学系の分野を

2. 新たな時代に対応する学びの支援の充実 —誰もが家庭の経済事情に関わらず学ぶことのできる社会へ—

